

マイシティ ライフ

No. 190

2006 秋号

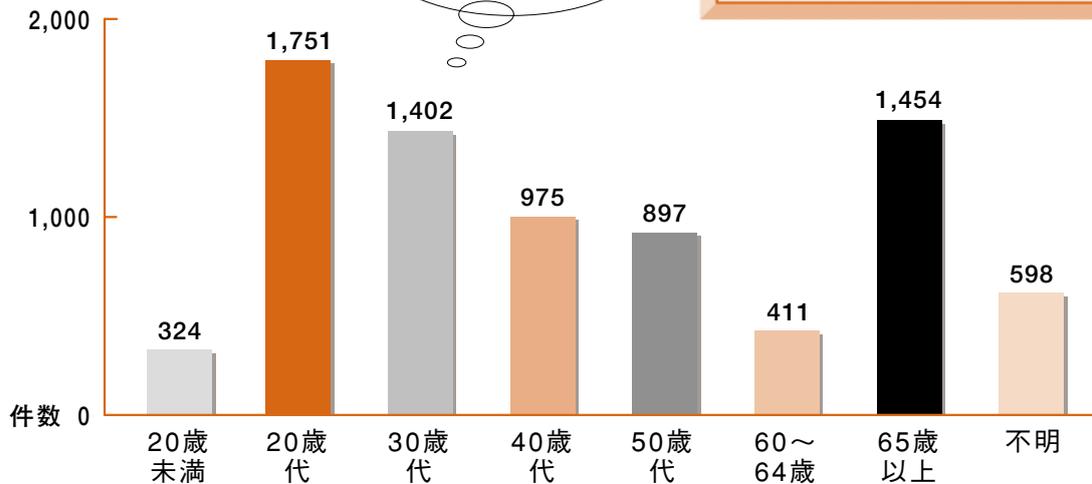
発行 京都市文化市民局 市民生活部 市民総合相談課(市民生活センター)
本誌に関するお問い合わせは ☎075(256)1110

も く じ

- ② ● 平成17年度
消費生活相談の状況から
(相談事例紹介)
- ④ ● 暮らしの経済
大学生をねらう「ねずみ講」商法
- ⑤ ● すぐに使えるちえぶくる
「健康食品」あれこれ
- ⑥ ● **特集** 今、大学では…
大学生と消費者被害
- ⑧ ● お知らせ

高齢者や若者が狙われている

平成17年度
消費生活相談の
状況から



P.6
から

特集 今、大学では…

大学のまち京都では、多くの若者が20歳への入り口を大学で迎えます。今、大学では消費者トラブルとどう向き合っているのか。立命館大学の取組を紹介します。

年代別件数									
年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60~64歳	65歳以上	不明	合計
件数	324	1,751	1,402	975	897	411	1,454	598	7,812
比率(%)	4.1	22.4	17.9	12.5	11.5	5.3	18.6	7.7	100.0

相談者の年齢構成の特徴として、高齢者の比率が前年度に比べて上昇したことが挙げられます。65歳以上の構成比率は、平成16年度が11.2%であったのが、平成17年度は18.6%まで上昇しました。

昨年社会問題となった悪質リフォームや、2頁で紹介するSF(催眠)商法が、高齢者を狙い撃ちしている様子がうかがえます。

また、相変わらず、20歳代からの相談件数が群を抜いています。特に、若い女性が巻き込まれる「エステサービス、化粧品」(5位)や「アクセサリー」(6位)、学生にはびこるマルチ商法を中心とした「内職・副業」(9位)、学生の街京都ならではの敷金返還をめぐるトラブルが多数含まれる「賃貸アパート、マンション」(2位)では、20歳代が圧倒的な比率を占めています。

消費生活相談の状況から

市民生活センターに寄せられた平成17年度の消費生活相談は、昨年度まで増加の一途をたどっていた「アダルト情報サービス」に関する相談が、消費者への啓発や警察の取り締まりの強化等により大きく減少し、その結果、総相談件数は平成13年度の水準まで減少しました。

しかし、無差別・一時大量に発生する「アダルト情報サービス」以外の相談の総件数は、若干増加しており、依然厳しい環境が消費者を取り巻いています。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
件数	7,658	9,770	12,056	13,694	7,812
対前年比	101.5%	127.6%	123.4%	113.6%	57.0%

平成17年度 消費生活相談ワースト.10

順位	商品・役務名	平成17年度 相談件数	平成16年度 相談件数
1	アダルト情報サービス	1,320	7,400
2	賃貸アパート, マンション	610	598
3	家屋修繕工事, 排水管清掃	356	393
4	浄水器	218	236
5	エステサービス, 化粧品	185	277
6	アクセサリ	126	144
7	健康食品	123	100
8	布団類	110	94
9	内職, 副業	104	146
10	書籍類	100	107
11位以下		4,560	4,199
総相談件数		7,812	13,694
アダルト情報サービス以外の件数		6,492	6,294

ワースト10の中で特徴的な数値の変化がありました。

5位の「エステサービス・化粧品」が前年度比33.2%減の185件となり、大きく減少したことです。

これは、平成16年11月の法律の改正により、これらの商品・役務で頻繁に用いられる勧誘方法である「キャッチ・セールス」「アポイントメント・セールス」が刑事罰をもって厳しく規制されるようになった効果の表れであると考えられます。

しかし、大きく減少したと言っても、まだこれだけの相談が寄せられています。

「いらぬものは、いらぬ！」とハッキリ意思表示ができる賢い消費者になりましょう。

相談事例 布団類 ～SF商法のワナ～

『新聞チラシを見たAさん。卵やティッシュが50円で手に入ると知り、急いでコンビニ2階の会場へ。話術巧みな司会者が大いに盛り上げ、「ハイ！」と手を挙げるだけでただ同然で日用品がどんどん手に入りました。そして、本日の目玉として出されたのが「健康布団」。「これに寝るだけで、血液サラサラ、肩こりサヨナラ、いつもなら50万のところ本日に限って30万円! 欲しい人は!」との司会者に、Aさん思わず「ハイ!」と答えてしまいました。』

このような特設会場に客を集め、「買わなければ損」という熱狂的な雰囲気を作り上げ、最終的には高額な商品売りつける販売方法を、SF(催眠)商法と言います。

SF商法にはクーリング・オフが適用されます。一人で悩まず、すぐに当センターへご相談ください。



相談事例 悪質な電話機リース被害 ～食べ物にされる零細事業者～

最近大きな問題となっているのが、零細事業者を狙った悪質な電話機リースの訪問販売です。

「今の電話機はもう使えなくなる」「電話代金が大幅に安くなる」等と虚偽の説明をし、零細事業者には不必要と思われるような多機能な電話機を設置し、長期にわたり高額なリース料を支払わせるものです。

販売業者らの狙いは、事業者名で行った契約には、消費者保護関連法令の適用が困難なところにあります。

このような、法を悪用するような事態を重く見た国は、昨年末、事業者名による契約であっても、一定の事案については救済が受けられることを明示し

ました。

しかし、何よりもそのような悪質な販売方法に騙されないことが第一です。

これら販売業者は、契約時にリースの総支払金額を明示しないことも少なくありません。それは、その金額が1回あたりは少額でも、総支払金額では100万単位の高額になる場合が多いからです。

もし、電話機に限らずリース契約をお考えなら、その費用対効果を十分に検討することをお勧めします。



相談事例 英会話教室 ～中途契約をめぐるトラブル～



一念発起、さあやるぞ！と勢い込んではみたものの、人にはそれぞれ、予期しないことも含めて、色々な事情が生じるものです。

もともと月謝制であった英会話教室も、現在では受講期間が1年を超えるような長期の契約も珍しくありません。そこで問題となるのは、途中で続けられなくなった場合です。

外国語会話教室の場合、契約金額が5万円を超え、2ヶ月を超えて継続する契約であれば、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフすることができます。

また、クーリング・オフ期間経過後であっても、理由の如何を問わず、中途解約をすることもできます。中途解約料についても、法律で上限が制限されています。

しかし、その算定方法をめぐるトラブルが跡を絶ちません。

「始める前から、中途解約の話は聞きにくい…」と思われるかもしれませんが、これは非常に重要なことです。後々の大きなトラブルを避けるためにも、契約する前に、十分納得いくまで説明してもらいましょう。

それでも、トラブルに巻き込まれた時は、すぐに当センターにご相談ください。

□□□□□□

○○○会社御中

住所
氏名

年 月 日

※解約理由を記載する必要は全くなりません。
右記日付の契約を解除します。

あなたを助ける クーリング・オフ!

配達記録郵便(はがき)の書き方例

はがきの表裏をコピーし、配達記録郵便の受領書と一緒に保管しましょう。
内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。

市民生活センター
発行

悪質商法!

高齢者がねらわれる!!

～悪質業者から身を守る6つの心得～

市民生活センターでは、日々多発している高齢の方を狙った悪質商法についての手口と、被害にあった時の対処方法についてわかりやすくまとめたパンフレットを発行しました。
センターや各区役所等で無料配布しています。ホームページでも閲覧していただけますので、ぜひ一度ご一読ください。

悪質商法!

マイシティライフ No.190 3

大学生をねらう 「ねずみ講」商法

京都大学名誉教授
野村 秀和

市民生活センターの平成17年度消費生活相談の状況が明らかになりました。本号はその統計結果を特集しています。相談件数は、4年前の水準にまで減少しましたが、アダルト情報などの異常な架空請求の相談が姿を消しただけで、高齢者と若者をターゲットとした消費者被害の苦情・相談件数は増加しているのです。「くらしの経済」では、大学生をねらう「ねずみ講」を採りあげてみました。

古くして新しい消費者被害

本誌前号(189号)では、「マルチ商法に気をつけよう」を採りあげています。そして『京都新聞』(7月4日夕刊)には、「『ねずみ講』11人逮捕」の見出しで、約5千5百人から、24億円を集めたと報道されています。通販ビジネスを隠れみのに、ねずみ講商法が、大学生の中にこれほどの広がりを見せているのは驚きでした。

大学も動き出す

この広がり背景には、単純な消費者被害というよりも、ある程度リスクを承知しながら、配当の先取りをねらう利殖ねらいのゲーム感覚がみられます。ねずみ講のおそろしさを甘く見たといわれても仕方がないでしょう。

本号でも紹介していますように、若者のこの

ような感覚に、大学としても危機感を募らせ、注意を喚起する動きが出ています。

若者をねらう利殖動機の詐欺商法

被害者が加害者にもなるマルチ商法は、大学と協力しながら、その広がりを抑えなければならない消費者行政の課題のひとつです。ライブドアや村上ファンドなどの株取引が象徴する信用市場での売りぬけ手法の影響を受けたとみられる詐欺商法は、リスク認識を持つ学生をも巻き込んでいるのです。消費者教育は、利殖への甘い誘いの背後にある詐欺商法の恐ろしさを、大学と協力しながら、学生を対象として、強めていかなければならないのです。



ご存知ですか？

「健康食品」あれこれ

健康食品は〇〇に効く？



健康への関心の高まりに伴い、様々な健康食品やサプリメントと呼ばれる食品が出回っています。「〇〇に効果が有る」というふう健康食品の購入を勧められたことはありませんか。

しかし、健康食品に「ガンに効く」などと医薬品のような効能・効果を表示することは「薬事法」により禁止されています。単純に健康増進効果をうたっている場合でも、客観的な事実やデータの裏づけ等がない場合は、「誇大な表示」として「健康増進法」や「景品表示法」に抵触します。

また、「有機」「オーガニック」等の表示は、JAS法に基づく有機農産物及び有機農産物加工食品のJAS規格に適合し格付けされた食品、つまり「有機JASマーク」が付いている商品しか許されていません。

表示から考える健康との関係

特定保健用食品という国の制度に基づく食品があります。個別に審査された特定保健用食品では、医学的・栄養学的に確立されている関与成分の疾病リスク低減効果を表示する場合、一日摂取量の目安などの他、例えば、カルシウム成分では「一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、カルシウムを過剰に摂取しても骨粗鬆症になるリスクがなくなるわけではありません。」のように表示しています。

また、条件付き特定保健用食品では「〇〇を含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、△△に適している可能性がある食品です。」のように表示しなければなりません。

食品に健康増進効果を期待することは、慎重に考える必要があることが分かります。



購入はよく考えてから

消費生活相談には、健康食品についても多くの相談が寄せられています。「試してみたが効かない。業者からは、『効果が出るまで続けてみましょう』と勧められている」、「高額な健康食品を分割払いで契約したが解約したい」等、内容は様々です。

健康食品に限った話ではありませんが、購入はよく考えてからにしましょう。

大学生と消費者被害

消費生活相談の年代別件数を概観すると、20歳代の相談件数は20歳未満の5倍強、50歳代の2倍強となっています。20歳前後の若者が悪質商法のターゲットの一つになっているようです。

今回は、悪質商法について、学生に積極的に注意を呼びかけている立命館大学の学生オフィス(衣笠)を訪問してお話を聞きました。

新入生オリエンテーションで

新入生には受講手続きなど学生生活について説明が行われます。

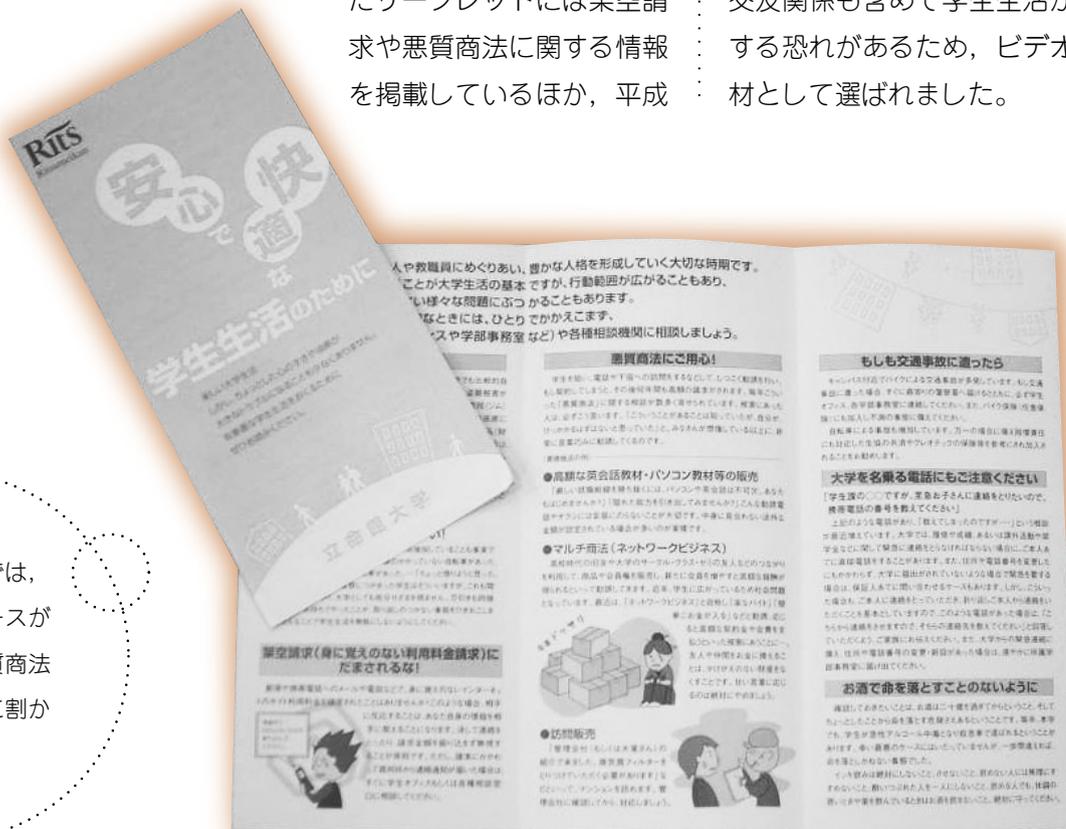
立命館大学では1回生のガイダンスは1週間程度かけて行われていますが、その中で「安心・安全の学生生活」と題した説明時間

を設けています。学生生活での様々な注意事項の一つとして、悪質商法など消費者トラブルに関する注意もしているそうです。

ガイダンスで配布する「安心で快適な学生生活のために」と題したリーフレットには架空請求や悪質商法に関する情報を掲載しているほか、平成

18年度は映画部に依頼して制作した注意喚起のビデオをガイダンスで流すなど、学生に興味をもちてもらうための工夫をしています。特にマルチ商法の勧誘については、被害者が加害者となる場合もあり、交友関係も含めて学生生活が破綻する恐れがあるため、ビデオの題材として選ばれました。

リーフレットでは、かなりのスペースが架空請求や悪質商法に関する説明に割かれています。



入学後のケア



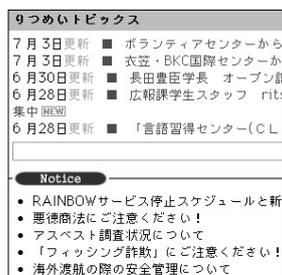
立命館大学衣笠キャンパス

立命館大学では、新生のクラスに数名の上回生が学生生活の援助者として付くシステムをとっています。その援助者向けの研修会では、消費者トラブルに関する説明も行っています。

また、大学のホームページでも在学生向けのページで悪質商法などに注意を促すため事例も含めて紹介しています。マルチ商法に関しては、キャンパス内での営業活動を禁止していることもあり、キャンパス内で公然と勧誘が行われ



トップページより[在学生]の所をクリック



[悪徳商法にご注意ください!]の所をクリック

るわけではありません。しかしながら、マルチ商法の特徴から、学生オフィスに1人の学生から被害の相談があったときには、もっと沢山の学生が巻き込まれているかもしれないという危機意識のもと、注意を呼びかけているそうです。新生よりも、むしろ3回生など20歳になった頃が勧誘のターゲットにされており、未成年者の契約(*)として取り消しされないことも事業者は考慮して勧誘していると考えられます。

2006年5月 学生オフィス

最近このような勧誘を受けたことがありますか？

「勧誘を受けた」、また「勧誘をされた人を知っている」という人は各キャンパス学生オフィス、各学部事務室に相談に来てください。

友達から「全く新しい販売システムを持ったグループの会員にならないか。詳しい話をしたいので大阪にある会社に来て説明を受けたほしい」と誘われた。会社では「会員になって他の人を入会させると報奨金が入る。その人が、他の人を入会させるとその報奨金が上位の自分にも入ってくる。自分の下位に会員が増えるにつれ、何もしないでも多額の報奨金が入ってくるシステムだ」との説明を受けた。強引に入会を勧められ、「入会金がない」と断るとその場で貸金業者を紹介され、結局約40万円ですでに入会してしまった。

- 昨年行政処分を受けた「アースウォーカー」に代表されるように、高校の同窓生や大学のサークル・クラス・ゼミの友人などのつながりを利用して商品や会員権を販売し、新たに会員を増やすと報酬が得られるといったマルチ商法による勧誘が今なお続いています。最近「ニュービジネス」「ネットワークビジネス」と称し事業に参加するメンバーを勧誘するものや、健康食品やPC等を商品するものから、ゴルフ練習・ビリヤードなどの施設が利用できる「会員権」を商品として、勧誘を行なうマルチ商法の相談もあります。

高額な入会金や月々の会費による経済的負担、勧誘活動の中で起こる人間関係の破綻、学業生活への悪影響など、充実した学生生活から程遠い状況に陥るケースも多く、また「マルチ商法」は勧誘手法によっては、現行法に抵触する方法で行われるものであるため、勧誘のために友人に声をかけるだけで加害者として刑事罰の対象になることもあります。

繁華街で「アンケートに答えて」と声をかけられ、進路・就職相談をするからと説明会に誘われた。説明会では「就職戦線には英会話・パソコンは不可欠」「始めるなら今」などと強引に高額な英会話などの教材を勧められ、契約するまで何時間も帰らせてくれない。「相談してから決めたい」といっても「自分で決めない自立できない」と言われ、結局ローンまで組んで80万円の契約をしてしまった。

- 特に最近大学の校門付近でアンケートを装い連絡先を記入させ、説明会への勧誘の連絡をしてきます。相手は勧誘のプロです。一度話を聞いてしまうと断りきれなくなると上記の例のような目に…。安易に自分の情報を提供しない、誘われても、必要な場合、はっきりとその場で断ることが必要です。

学生生活の破綻を防ぐために

平成17年6月に経済産業省から特定商取引法違反で取引停止命令を受けた(株)アースウォーカーに関しては、特に積極的に取り組まれたそうです。

その点について尋ねると、取材にに応じていただいた中村課長から「マルチ商法では、消費者金融で多額の借金を抱えるなど、学生生活そのものが破綻し、その後の人生設計が大きく変わってしまう。学生が被害に遭わないように、また被害を広めないようにとの観点からさらに個の支援へも取り組んでいきたい。」という旨の説明がありました。

* 未成年者の契約

未成年者が契約するときは、親等の法定代理人による同意が必要で、法定代理人の同意がない契約は、法定代理人や未成年者本人が取り消すことができますが、未成年者だからといって契約を安易に考えてはいけません。

小遣いの範囲内の契約や年齢を偽ったりした時など、取り消すことができない場合もあります。

ご注意 消費生活相談から

若者からの相談が多い「エステサービス」

施術により皮膚炎を起こすなど身体に被害を受ける場合があります。「無料」の場合でも気軽に試す前に、自分にとって本当に必要なか、よく考えましょう。



市民生活センター 相談のご案内

消費生活相談

いずれの相談も
無料です。
お気軽にご相談
ください。

(訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど)

TEL 256-0800

月～金 午前9時～正午
午後1時～4時

市民生活に関する相談
(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

交通事故相談

(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

午前9時～正午
午後1時～5時

法律相談 (弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

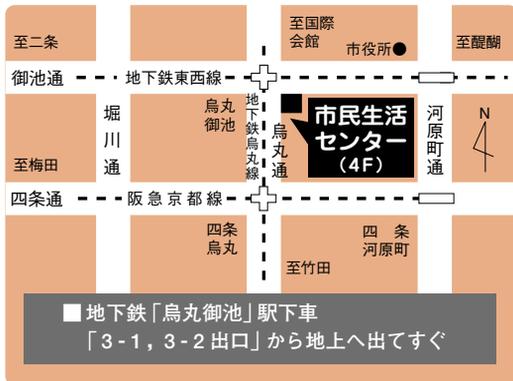
先着順15名

第2・4水

午後6時～8時

当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制(電話可)

予約制12名
(電話可)



消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センターのご案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日

土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

週末の緊急時の消費生活相談は

クーリングオフ
TEL 257-9002へ

※電話相談のみ 受付：土・日(年末年始除く)午前10時～午後4時

くらしの達人 川柳・標語募集

消費者問題や消費生活に関する川柳と標語を募集します。

応募内容

- 消費者川柳 (市内に在住の高校生以上の方) ①自由部門 テーマ自由 ②課題部門 お題：「うまい話」 1人1部門につき2点まで
- 京都市長賞 1点(副賞：5千円分の図書カード) ● 審査委員長賞 各部門ごとに1点程度(副賞：3千円分の図書カード) ● 佳作 相当数(副賞：1千円分の図書カード)
- 小学生・中学生 標語 (市内に在住が通学している小中学生) <テーマ> ①お金とくらし ②食べること ③京都・くらしの知恵 1人2点まで(テーマの選択・組合せは自由)
- 京都市長賞 小学生・中学生 各1点(副賞：3千円分の図書カード) ● 審査委員長賞 小学生・中学生 各5点程度(副賞：1千円分の図書カード) ● 奨励賞 相当数(副賞：500円分の図書カード)

応募方法

- 応募先 市民総合相談課 (市民生活センター くらしの達人担当)
- ハガキまたはA4判の紙に(1)～(5)を記入し、郵送、FAX、または持参してください。ホームページ上からも応募できます。
(1)部門名またはテーマ番号・「作品」・コメント(作品の簡単な説明など) (2)〒・住所 (3)お名前(ふりがな) (4)電話番号 (5)年齢、学校名・学年(在学中の方)

いずれも応募締切

平成18年10月31日(火) 必着

回覧
してください